

©Securemail Plus サービス契約約款

第1条 総則

1-1. 準則

株式会社ケイティケイソリューションズ(以下「当社」という)は、本約款に基づき契約を締結のうえ、SaaS 型メールセキュリティサービス©Securemail Plus(以下「本サービス」という)を提供します。

1-1-2. 契約事項の優先順位

サービスの詳細を記載したサービス仕様書、申込書、契約書等(以下「その他契約書等」という)が当社と契約者の間で本約款に付随して存在する際において、「その他契約書等」に「本約款と記載に差異のある事項」もしくは「本約款に未記載の事項」が認められる場合は、「その他契約書等」に記載された事項を優先とします。

1-2. 本サービスの種類およびその名称・利用条件

その他契約書等の通りとします。

1-3. 提供区域

本サービスの提供区域は、本サービスの利用可能な日本国内となります。

1-4. 本約款の範囲

当社が当社のホームページで発表する本サービス利用上の諸制約も本約款の一部を構成するものとし、契約者は、これを承諾します。

1-4-2. 制約の優先

前項に基づき当社が発表する本サービスの利用上の諸制約と本約款の定めが抵触する場合は、当該制約の内容が優先して適用されるものとします。

1-5. 本約款の変更

当社は、本約款を契約者の承諾なく変更することが出来ます。この場合、契約者には当社の定める方法で通知することで、以降変更後の約款が適用されます。

1-6. 通知

当社から契約者に対する通知等は、重要性に応じて当社のホームページで発表または契約者等に個別に通知いたします。ただし、当社が登録された契約者等の住所、FAX、メールアドレス等のうち少なくともいずれか1つにあてて通知を行った場合、万一、不到達となった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第2条 利用契約

2-1. 最低利用期間

本サービスの最低利用期間は、1年間とし、起算日は、課金開始日とします。

2-1-2. 契約の自動更新

本契約満了の2ヶ月前にいずれか一方の当事者から相手方に6-3で定める方法にて解約の通知がない限り同一条件で更新され、更に1年間継続するものとします。更新後の有効期間についても同様とします。

2-2. 契約者による第三者に対するサービスの提供

契約者が本サービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、予め書面にて当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は、当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

2-3. 権利譲渡の禁止

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等契約上の権利を当社の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡することはできません。

第3条 利用申込

3-1. 利用申込と契約の成立

本サービスの利用申込は、当社指定の利用申込書または当社ホームページに表示している申込画面(以下「申込書」という)に必要事項を記入または入力の上、当社に提出または送信することにより行い、当社がそれを受け、必要な審査・手続を経た後に当該利用申込を承諾し、これをもって契約の成立とします。

3-1-2. 利用申込と約款の承諾

契約者は、利用申込にあたり本約款を承諾したものとします。

3-2. 利用申込書の提出

利用申込書の提出にあたっては、当社が書面をもって指定した第三者による取次を認めます。

3-3. 申込の受付とサービスの開始

当社の利用申込の承認は、契約者に対してサービス開始日・申込内容を明記し、当社の定める方法で通知することにより行います。契約者は、サービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。

3-4. 申込の拒絶

当社は、次の場合には、本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込に係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難な場合

(2) 本サービスの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあると認められる場合

(3) 本サービスの申込書に虚偽の記載をした場合

(4) 申込者が、申込以前に本サービスの提供に関する利用契約が当社から解約されている場合

(5) その他、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

3-4-2. 申込の拒絶の通知

前項の規定により、当社が本サービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法で通知します。申込者は、これに対して異議を申出することはできません。

第4条 契約事項の変更等

4-1. 契約事項の変更等

契約者は、利用契約の種類および内容等の変更を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請書に所定の事項を記載して提出するものとします。

4-1-2. 変更の審査手続等

当社は、前項の請求があったときは、3-1(利用申込と契約の成立)、3-4(申込の拒絶)の規定に準じて取扱います。

4-1-3. 利用料金の返金

変更により本サービスの利用料金が減少する場合でも当社は、支払い済みの利用料金の返金を行いません。また、増加する場合には効力発生日(変更の設定が完了した日)より新料金を適用するものとします。

4-2. 契約上の地位の譲渡

契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

4-2-2. 地位継承に伴う申込の拒絶

3-4(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。

4-2-3. 当社の地位譲渡

当社は、契約者に通知することにより利用契約上の地位を譲渡することがあります。

4-3. 契約者の商号等の変更

契約者は、その商号、代表者、連絡先、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

第5条 契約者の義務等

5-1. 禁止事項

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) わいせつ(いわゆるアダルトもの)、賭博、暴力、残虐等の情報を送信または掲載する行為
- (2) 犯罪行為もしくは犯罪の恐れのある行為
- (3) 第三者または当社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (4) 第三者の財産、プライバシーまたは肖像権等を侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (5) 第三者または当社の名誉もしくは信用を毀損しあるいは差別もしくは誹謗中傷する行為
- (6) ウィルス等の有害なプログラム等を送信または掲載する行為
- (7) 虚構、虚偽または詐欺的情報、公職選挙法に違反する情報を送信・掲載する行為
- (8) その他、法令もしくは公序良俗に違反する行為
- (9) 他社または当社の設備あるいは本サービスの運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
- (10) 前各号のいずれかに該当する行為が認められる第三者のサイト・リンクをはる行為

5-2. 契約者の義務

契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負い、その使用上の過誤、第三者の使用等による損害も、契約者がその責任を負い、当社は、その責任を負わないものとします。ログイン名およびパスワードを漏洩、紛失した場合や盗用されたことを認知した場合は、速やかに当社に届けるものとします。

5-2-2. 法令遵守

契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則およびそれらの国の法令等に従わなければなりません。

5-2-3. 通信機器等の環境の準備

契約者は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、通信環境その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、本サービスを利用するものとし、契約者がこれを行わない場合には、当社は、本サービス提供の義務を負わないものとします。

5-2-4. データ等のバックアップ

契約者は、サーバ上において利用保管するデータ等の全てを自らの責任において保管およびバックアップするものとし、自己のデータ保管空間内でなされた一切の結果について、当該行為を自己がなしたか否か問わず、一切の責任を負うものとします。

また、当社は、契約者が登録したデータについて、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

第6条 提供の停止、契約の解除等

6-1. 提供の停止

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金を等、支払い期日を経過しても支払わないとき
- (2) 利用契約に関して虚偽の事項を報告し、または記載したことが判明したとき
- (3) 利用契約上の義務に違反したときまたはその恐れがあるとき
- (4) 5-1(禁止事項)の規定に違反すると当社が判断したとき
- (5) 契約者が支払いを停止したとき
- (6) 契約者が、仮差押、差押、競売、特別清算開始の申立てを受け、または破産、民事再生、会社更生の各種手続開始の申立を受け、もしくは自ら申し立てたとき
- (7) その他、当社が不適切と認めるとき
- (8) 契約者が6-2-5(反社会的勢力の排除)に違反し、または違反していると合理的に判断されるとき

6-1-2. 提供の停止の範囲

契約者が複数の契約を締結している場合において、当該契約のうちいずれかについて前項の規定により本サービスの提供を停止されたときは、当社は、契約者が締結する他の全ての契約において本サービスの提供を停止することができるものとします。

6-1-3. 提供の停止による損害賠償

当社は、6-1、6-1-2に基づき本サービスの提供を中止した場合に契約者が被ったいかなる損害についても、賠償責任を負いません。

6-2. 当社が行う利用契約の解除

当社は、6-1(1)～(5)および(7)の規定により本サービス契約の利用を停止された契約者が、当社が通知した停止期間あるいは相当期間内において、なおその事実を解消しない場合には、当社所定の方法により契約者に通知することにより、その利用契約を解除することがあります。ただし、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。

6-2-2. 利用契約の即刻解除

当社は、契約者が6-1(6)に該当するときは、同条に定める提供の停止をすることなく、また、何らの通知催告を行わず、その利用契約を解除することができます。

6-2-3. サービスの継続不能事態

当社は、当社の責に帰すべからざる事由により本サービスの提供が継続し難いと認めるときは、契約者にその事由を当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解除することがあります。

6-2-4. 利用契約の解除に伴う損害賠償

当社は、6-2～6-2-3に基づき本サービスの利用契約を解除した場合に契約者が被ったいかなる損害についても、賠償責任を負いません。

6-2-5. 反社会的勢力の排除

(1) 契約者は、現在および将来にわたり、自らならびにその役員および実質的に経営を支配する者が、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し保証するものとします。

- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員
 - ⑤ 暴力団関係企業
 - ⑥ 総会屋等
 - ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑧ 特殊知能暴力集団等
 - ⑨ その他前各号に準ずる者
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、契約者が前各号のいずれかに該当し、または該当すると合理的に判断した場合には、何らの催告を要することなく直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるとします。

(4) 当社は、本条に基づく解除により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

(5) 契約者が本条に違反したことにより当社に損害が生じた場合、当社は契約者に対しその損害の賠償を請求できるものとします。

6-3. 契約者が行う利用契約の解約

契約者は、本サービス契約を解約するとき(6-3-3、6-3-4の場合は除く)は、2-1-2の規定に従い当社に対し、解約を希望する日(月の末日に限る)の2ヶ月前にその旨を通知し、通知の翌月20日までに当社所定の書面により届け出るものとします。

6-3-2. 解約時の料金の精算

契約者は、解約の発効日までに発生した料金を当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。なお、既に支払われた料金等の払い戻しは、一切行わないものとします。

6-3-3. 解約の特例その1

契約者は、6-4(提供の中止)または6-5(通信利用の制限)の事由が生じたことにより、本サービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解約することができます。この場合、解約は、その通知が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。

6-3-4. 解約の特例その2

6-6(サービスの廃止)の規定により特定の品目のサービスが廃止されたとき(6-6-2の規定により、サービス品目に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日に当該品目に係る本サービス契約が解約されたものとします。

6-4. 提供の中止

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
- (3) 6-5(通信利用の制限)の規定によるとき
- (4) その他電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (5) 前各号に準ずる事情があるとき

6-4-2. 保守による提供の中止

当社は、6-4(1)の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その2週間前までにその旨とその理由、実施期日および実施期間を契約者に当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

6-5. 通信利用の制限

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生または発生する恐れのあるときは、公共の利益のために緊急を要する事項を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置をとることがあります。

6-5-2. 契約者に起因する利用の制限

本サービスをご利用の契約者で、当社あるいは当社が指定した業者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限し、更に契約者に対し損害賠償請求をすることがあります。

6-6. サービスの廃止

当社は、都合により本サービスの特定の品目のサービスを廃止することがあります。この場合、当社は、契約者に対し廃止する1ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を通知します。

6-6-2. サービスの変更

契約者は、前項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別および品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については4-1(契約事項の変更等)の規定を準用します。

6-7. 免責

契約者は、6-4～6-6の中止、制限または廃止に伴う損害の賠償を当社に請求できません。

第7条 料金

7-1. 料金および支払い

本サービスの料金および関連費用(以下「料金等」という)は、その他契約書等に定めるとおりとします。契約者は、当社の定める方法により支払うものとします。

7-1-2. 利用中断中の料金等

契約者の責に基づく理由により、利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支

払いを要します。

7-1-3. 課金開始日

料金等の支払い義務は、課金開始日に発生します。課金開始日は、契約が成立し、当社がサービス開始通知に記載した開通月の翌月 1 日とします。

7-1-4. 提供の停止中の料金等

6-1 (提供の停止) の規定により、サービスの提供が停止されたときでも、契約者は、その期間中の利用料金等の支払いを要します。

7-1-5. 提供の中止中の料金等

6-4 (提供の中止) の規定により、サービスの提供が中止された場合における料金等は、8-1 (損害賠償) の規定に準じて取扱います。

7-1-6. 料金等の改定

当社は、料金等を改定することがあります。この場合においては、当社は、契約者に対し改定された料金等を適用する 1 ヶ月前までに当社ホームページで発表または当社の定める方法等により通知するものとします。

7-2. 初期費用の支払義務

契約者は、3-1 (利用申込と契約の成立) に基づき契約の申込みを行い、当社がこれを承諾したときは、その他契約書等に定める料金表に規定する初期費用の支払いを要します。なお、初期費用は、契約解約時に返却しません。

7-3. 割増金

契約者は、料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

7-4. 遅延損害金

契約者は、本サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき未払い額に対する年率 10% の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

7-5. 消費税

契約者が当社に対し料金等に関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

7-6. 契約解除に伴う料金等の精算方法

最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合 (6-3-3, 6-3-4 の規定により解除された場合を除く) における本サービスの料金等の額は、課金開始日から当該最低利用期間の末日までの期間の額とします。契約者は、この額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第 8 条. 損害賠償

8-1. 損害賠償

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上本サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態を当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限る) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての基本料を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、当社が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えることができるものとします。

8-1-2. 権利の失効

契約者は、前項の請求をなし得ることとなった日から 6 ヶ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

8-1-3. 損害賠償の例外

当社が事前に公示する当社サービスの保守等のため利用できなかった場合は、本条で定める賠償の対象とはなりません。

8-1-4. 損害賠償の特例

当社は、電気通信事業者等の責に帰すべき理由により本サービスの提供ができなかった場合、当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した通常損害に限り 8-1 に準じて賠償請求に応じます。

8-2. 免責

当社が契約者に対して負う責任は、8-1 (損害賠償) に規定するものがすべてであり、これを超えて、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、情報紛失にかかる損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が当社の故意または重大な過失により損害を被った場合は、この

限りではありません。

8-2-2. その他の免責

当社は、本サービスで提供するサービスの情報、電子メール、接続サービス等の、完全性、正確性、適用性、有用性について、いかなる保証も行いません。

8-2-3. 責任の制限

当社が本サービスに関して契約者に対して負う損害賠償責任は、請求原因の如何を問わず、契約者に現実に発生した通常かつ直接の損害に限られるものとし、その総額は、当該損害の発生した日以前 12 ヶ月間に契約者が当社に支払った本サービスの利用料金総額を上限とします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。

8-3. 自己責任の原則

契約者は、本サービスの利用に伴い、第三者 (国内外を問いません) に対して損害を与えた場合および第三者からのクレームを受けた場合、自己の責任において、これを処理解決するものとします。契約者が、本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合および第三者に対しクレームを通知する場合においても、同様とします。

8-3-2. 契約者に起因する損害賠償

当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第 9 条. 個人情報の保護

9-1. 個人情報の保護

当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の個人情報 (「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

9-1-2. 個人情報の利用等

当社は、契約者の個人情報を次に掲げる場合を除き、本人以外の第三者に開示し、または利用しないものとします。

- (1) 契約者本人の同意があるとき
- (2) 本サービスの提供のために業務委託事業者等に対して必要な範囲で個人情報を提供するとき
- (3) 契約者に対して、当社または関係会社の商品やサービスを紹介するとき
- (4) 各種販売促進用アンケート、キャンペーン実施、アップデート情報提供のとき
- (5) その他、司法当局等による法令の定めにより開示が求められた場合

9-1-3. 個人情報の確認、訂正

契約者は、当社に対し、自己に関する個人情報の確認および訂正を請求することができるものとします。

第 10 条. 雑則

10-1. 機密保持

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密 (通信の機密を含む) を、法令に基づく場合を除き、第三者に開示し、または漏洩しないものとします。

10-2. 著作権

別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンテンツに関する著作権その他知的財産権は、当社あるいは当社および各コンテンツの主催者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての本サービスの著作権その他知的財産権は当社に帰属するものとします。

10-3. 情報の削除

当社は、契約者による本サービスの利用が利用契約に違反する場合または当該利用に関して第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、あるいはその他の理由で運営上不適当と当社が判断した場合には、契約者に対し、次の措置のいずれかまたはそれらを組み合わせて講じることがあります。

- (1) 契約者に対して表示した情報の削除を要求します。
- (2) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態におきます。

10-3-2. データの消去

この契約の全部または一部が終了したときは、契約者は、本サービスに基づき蓄積された全てのデータに対するアクセスの権利を失うものとします。その場合、当社は、本サービスに基づき当社の設備内に蓄積された契約者のデータを事前通告することなく消去ことができ、それらデータあるいはそのコピーを契約者に対して利用させる義務を負いません。

10-4. 当社の権利の譲渡等

当社は、契約者の承諾を得ないで金融機関、その他の第三者に対してこの契約に基づく権利の全部、または一部を譲渡し、またはこの物件に対して担保権を設定することが出来ます。

10-5. 合意管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、名

古屋地方裁判所を第 1 審の合意管轄裁判所とします。

10-6. 準拠法

本約款 (本契約に基づく利用契約も含む) に関する準拠法は、日本国法とします。

10-7. 紛争の解決

本約款に定めのない事項については、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するように努力するものとします。

【附則】

本約款は 2018 年 4 月 24 日から実施

2026 年 9 月 1 日から改定実施